

(仮称) 中紀ウィンドファーム事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成28年6月

エコ・パワー株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成28年5月10日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成28年5月10日（火）付 読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞

※平成28年5月14日（土）、15日（日）に開催する説明会についての公告を含む

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ひろかわ5月号（p22）
- ・広報日高川町5月号（p6）
- ・広報有田川5月号（p23）

③インターネットによるお知らせ

平成28年5月10日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・広川町のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.town.hirogawa.wakayama.jp/>

- ・日高川町のウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>

- ・有田川町のウェブサイト（別紙3-3参照）

<http://www.town.aridagawa.lg.jp/>

- ・湯浅町のウェブサイト（別紙3-4参照）

<http://www.town.yuasa.wakayama.jp/>

- ・エコ・パワー（株）ウェブサイト（別紙3-5参照）

<https://www.eco-power.co.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 7 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課
- ・日高川町役場 企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課
- ・広川町役場 総務政策課
- ・有田川町役場吉備庁舎 環境衛生課
- ・湯浅町役場 まちづくり企画課

②インターネットの利用による縦覧

- ・エコ・パワー（株）ウェブサイト

<http://www.eco-power.co.jp/assess/chuki2.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 28 年 5 月 10 日（火）から平成 28 年 6 月 9 日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前九時から午後五時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 2 件であった。

（内訳）和歌山県	0 名
日高川町役場	2 名
広川町役場	0 名
有田川町役場吉備庁舎	0 名
湯浅町役場	0 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1052 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日：平成 28 年 5 月 14 日（土）

- ・ 開催場所及び時間：

17:00～19:00 広川町役場 三階大会議室（広川町広 1500）

来場者数：4 名

- ・ 開催日：平成 28 年 5 月 15 日（日）

- ・ 開催場所及び時間：

10:00～12:00 日高川町 日高川交流センター（日高川町高津尾 718-3）

来場者数：3 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 28 年 5 月 10 日（金）から平成 28 年 6 月 23 日（木）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②エコ・パワー（株）への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 4 通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく、環境影響評価準備書についての環境の保全の見地から提出された意見は14件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は0件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について、提出された意見の概要と事業者の見解

1. 動植物・生態系について

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■哺乳類（コウモリ類）の調査結果について</p> <p>コウモリ目（20kHz）は対象事業実施区域ではオヒキコウモリ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリの可能性が高いが、これらの種はいずれも重要種である。</p> <p>ヒナコウモリ科の一種（50kHz）はユビナガコウモリやテングコウモリのほか、クロホオヒゲコウモリ、ノレンコウモリ、ウサギコウモリ、モモジロコウモリ、モリアブラコウモリなどが該当するがいずれも重要種である。</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成27年9月修正版、環境省）には、コウモリ（翌手）類について、「希少コウモリ類の重要な生息地や渡り経路、ねぐらが存在する可能性が示唆された場合は、専門家の指導を受けつつ調査を進め、必要に応じて保全措置をとること」（3-108）と記載されているので、コウモリの専門家への聞き取り調査を実施すべきだ。</p> <p>事業者は希少なコウモリ類が対象事業実施区域に生息するにもかかわらず、コウモリ類の専門家へのヒアリングや追加調査を全くしていない。よって本準備書には重大な瑕疵がある。至急、コウモリ類の専門家へのヒアリングを行い、必要十分な調査をやりなおせ。必要十分な調査とは、事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、必ずバットストライクについて十分な知識のあるコウモリの専門家にヒアリングを行った上で行うこと。</p>	<p>コウモリ類の調査時期と手法及び解析については、方法書にお示しした内容に従っており、バットディテクターによる任意の観察に加え、ハーブトラップによる捕獲調査も実施しており、本事業におけるコウモリ類への影響を把握するにあたっては十分な結果が得られたと考えております。ヒアリングの実施については、考えておりません。</p>
2	<p>■コウモリ類の調査手法について</p> <p>「ハーブトラップ」は、地表近くを飛翔するコウモリ類を捕獲できるが、高空を飛翔するコウモリ類（コウモリ目 20kHz）の捕獲は難しい。「ハーブトラップ」だけでなく、カスミ網も併用すべきである。</p> <p>調査で使用したバットディテクターはヘテロダインである。ヘテロダインは、探知できる周波数が固定されてしまうので、出現種や出現頻度の把握には向かない。フリークエンシーディビジョンか、タイムエキスパンションまたは生録を行うこと。</p>	<p>ハーブトラップは捕獲されたコウモリ類への外傷等の影響が非常に少ないことから採用しております。ご指摘のとおり、地表近くを飛翔するコウモリ類が多くなりますが、高速飛翔タイプのコウモリ類が比較的低い場所を飛翔する林道に設置し、林道の両脇を防鳥ネットで覆い、高速飛翔タイプの捕獲を試みています。カスミ網を高空を飛翔するコウモリ類を目当てに設置することも難しく、ため池のような水辺環境もないことから、捕獲調査としての手法としてはハーブトラップでの実施は妥当であったと考えております。</p> <p>また、バットディテクターについては、BUND社のSSF-BAT2はフリークエンシーディビジョン方式になります。コウモリ調査時には、ヘテロダイン方式とフリークエンシーディビジョン方式の両方の機種を携帯し、あらゆる周波数帯のコウモリの探知に努めました。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>■P544 コウモリ類の影響予測について</p> <p>「風力発電施設設置個所では確認されていないこと、隣接する既存の風力発電施設では、コウモリ類の衝突した記録はないことから、ブレード・ター等への接近・接触に係るこれらの種への影響は小さいものと予測する。」とあるが、</p> <p>①「風力発電施設設置個所では確認されていないこと」により「ブレード・ター等への接近・接触に係るこれらの種への影響は小さい」とした根拠はなにか。コウモリは飛翔するので、たとえ風力発電施設設置個所で確認されていなくとも、周辺に生息するならば衝突する可能性がある。</p> <p>②「隣接する既存の風力発電施設では、コウモリ類の衝突した記録はないことから、ブレード・ター等への接近・接触に係るこれらの種への影響は小さい」とあるが、まずは「隣接する既存の風力発電施設」の調査回数、調査頻度を示せ。コウモリ類は小さいので、隔週の調査では、コウモリ類の死体は中型哺乳類などにより持ち去られて消失してしまうだろう。</p> <p>また、仮に「隣接する既存の風力発電施設では、コウモリ類の衝突した記録はない」としても、対象事業実施区域でコウモリ類が衝突しないとは言えない。例えば、隣人が交通事故にあっていないから、本人も交通事故にあわない、と言っているのと同じことだ。</p> <p>本準備書に書かれた予測はでたらめであり、予測というより妄想である。至急、コウモリ類の専門家へのヒアリングを行い、必要十分な調査をやりなせ。必要十分な調査とは、事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、必ずバットストライクについて十分な知識のあるコウモリの専門家にヒアリングを行った上で行うこと。</p>	<p>①小さいとはしておりますが、その後に「しかしながら、本種の予測には不確実性を伴うため、事後調査を実施する。」の一文を加え、稼働後も引き続き調査を行い、データの収集に努める計画です。</p> <p>②隣接する既設風車では、毎月のメンテナンス時にヤードである平地を確認しています。確認回数については、事後調査では隔週としておりますが、調査頻度については再検討いたします。</p>
4	<p>■P544 ユビナガコウモリの影響予測について</p> <p>「本種は樹冠より高高度を飛翔すること、現地調査による確認例数が少ないこと、隣接する既存の風力発電施設では、コウモリ類の衝突した記録はないことから、ブレード・ター等への接近・接触に係るこれらの種への影響は小さいものと予測する。」とあるが、</p> <p>①仮にユビナガコウモリが「樹冠より高高度を飛翔する」ならば、風車に衝突する可能性はより高いのではないかと？そもそも本準備書ではコウモリ類の飛翔高度の調査をしていない。よって事業者は実際にコウモリ類が、どれくらいの高さを飛翔しているが知る由もない。</p> <p>②「現地調査による確認例数が少ない」から「ブレード・ター等への接近・接触に係るこれらの種への影響は小さい」とあるが、わずか年間数日の任意調査にかかわらずコウモリ類が確認されており、出現頻度はむしろ高い。「確認例数が少なく、影響は小さい」とするならば、少なくとも日没から日の出まで、毎日コウモリ類の出現状況を調査するべきである。任意、かつ、少ない調査日数・調査時間だから、確認例数が少ないだけであろう。</p> <p>③「隣接する既存の風力発電施設では、コウモリ類の衝突した記録はないことから、ブレード・ター等への接近・接触に係るこれらの種への影響は小さい」とあるが、まずは「隣接する既存の風力発電施設」の調査回数、調査頻度を示せ。コウモリ類は小さいので、隔週の調査では、コウモリ類の死体は中型哺乳類などにより持ち去られて消失してしまう。</p> <p>本準備書に書かれた予測はでたらめであり、予測というより妄想である。至急、コウモリ類の専門家へのヒアリングを行い、必要十分な調査をやりなせ。必要十分な調査とは、事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、必ずバットストライクについて十分な知識のあるコウモリの専門家にヒアリングを行った上で行うこと。</p>	<p>①～③ご指摘のとおり、詳細な飛翔高についての記載はできておりませんが、目視観察で確認できた飛翔高度では、林道上の樹林よりも低い高さや、樹冠上の数m上空を飛翔しており、高く見積もっても30m程度と推測されます。出現頻度としては、少なく、影響は小さいと考えており、ヒアリングの実施については、考えておりません。ただし、事後調査については再検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>■P767 事後調査計画について</p> <p>コウモリ類の死体は小さく、隔週の調査頻度では、中型哺乳類やカラスなどにより持ち去られて消失してしまう。よってコウモリ類の死体探索調査は隔週では不足だ。死体探索調査は、すべての風力発電施設について、毎週行うべきである。</p> <p>また事後調査計画及び保全対策は、事業者及び委託先のコンサルタントの独自の判断によらず、コウモリ類の専門家の指導を受けつつ進めること。コウモリ類の死体が確認された場合は、必ずコウモリ類の専門家の指導のもと、保全対策を実施すること。</p>	<p>ご指摘の事後調査計画については、再検討いたします。</p>
6	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。本準備書においては鳥類への影響評価は行われているが、コウモリ類への影響評価は鳥類と比較すると皆無である。調査手法にも影響評価を行うための創意工夫がなされていない。</p> <p>従って、本意見はコウモリ類への影響評価のやり直しを求めるものである。以下は、準備書の不備について指摘する。</p> <p>1. 専門家へのヒアリング</p> <p>コウモリ類（哺乳類）についての専門家へのヒアリングが実施されていない。これは 経産業大臣および和歌山県知事の意見を無視した行為である。</p>	<p>特に経済産業大臣および和歌山県知事の意見では、コウモリ類の専門家ではなく、動植物の専門家となっており、動物全般ととして、方法書及び準備書において、ヒアリングをしておりますが、哺乳類に関しては、影響を受ける対象が少ないことから、実施しておりません。コウモリ類に関しては、ヒアリングの実施については考えておりません。</p>
7	<p>2. コウモリ類の手法</p> <p>B.D.調査における開始時刻と終了時刻を調査日毎に示すこと。コウモリ類の超音波波形および解析データを示すこと。以上の3点はデータの客観性を保つための最低限の資料である。</p>	<p>調査時間帯は</p> <p>秋季 11/10、11/11 17:00～24:00（捕獲調査・B.D 調査）</p> <p>春季 5/20 19:00～22:00（B.D 調査）</p> <p>夏季 8/10、8/11 18:00～24:00（捕獲調査・B.D 調査）</p> <p>となっています。</p> <p>ヘテロダイン、フリークエンシーディビジョン方式なので解析データについてはありません。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>3. コウモリ類の同定根拠と扱い</p> <p>ユビナガコウモリの同定根拠はヘテロダイナ方式の音声と巻末資料の写真から行ったのか。この2点のみで種を同定した理由と同定者名を記載すること。</p> <p>調査結果には「ヒナコウモリ科の一種」と「コウモリ目一種」が示されているが、1種ではなく複数種生息しているのではないのか。音声解析データを示し、1種であることを証明すること。さらにこの2種類の音声についての時期、場所、時間を示し、各頻度を示すこと。</p>	<p>ユビナガコウモリと同定した根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコロケーションパルスが比較的広範囲（40～70kHz）であり、林道上の5m～10m位を高速で飛翔する、長翼型のあまり大型ではない種であったこと（ヒナコウモリ、ヤマコウモリ、オヒキコウモリでは無い） ・体下面がモモジロコウモリのように白っぽくなかったこと ・至近距離を飛翔したときに、ユビナガコウモリの特徴的な頭部の形状（額が突出し、鼻面が飛び出していない、耳介も平たくあまり突出さない）が確認できたこと <p>などから、ユビナガコウモリと同定しました。写真については、ユビナガコウモリの特徴である第3指の第1指骨長が短いことが判る写真を選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ目の一種 <p>現地での確認は、林道や樹冠上を飛翔する個体でした。エコロケーションパルス20～30kHzを持つ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、オヒキコウモリが該当するため、「目の一種」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリ科の一種 <p>エコロケーションパルス40～50kHzを持つ、モモジロコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、ノレンコウモリ、モリアブラコウモリ、アブラコウモリ、チチブコウモリ、ウサギコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンコテングコウモリ、ニホンテングコウモリが該当しますが、現地で確認された個体は、林内での確認ではなく、林道上や樹冠上を高速で飛翔する個体であったことから、上記の種のうち、樹林性の種（クロホオヒゲコウモリ、ノレンコウモリ、チチブコウモリ、ウサギコウモリ、ニホンコテングコウモリ、ニホンテングコウモリ）ではなく、樹冠上や解放空間を利用する種（ユビナガコウモリ、モモジロコウモリ、アブラコウモリ、モリアブラコウモリ）のものと思われます。</p>
9	<p>4. コウモリ類の影響予測</p> <p>第8.1.4-56表(1)におけるユビナガコウモリの影響予測において、「本種は樹冠よりも高々度を飛翔する」と記述されているが、ブレード等に衝突する可能性が高いことを示唆しているのではないか。</p> <p>「現地調査による確認例数が少ないこと」とされているが、生息個体数の少ない重要種が、「ブレード等に衝突する影響は小さい」では済まないのではないか。地域絶滅を招く可能性が高いと考えられる。</p> <p>「隣接する既存の風力発電施設では、コウモリ類の衝突した記録はない」について、調査、場所、調査時期および期間、調査頻度等が記された引用資料を巻末資料に掲載すること。</p> <p>「環境保全措置を講じることから影響は低減できる」とされているが、高空を飛翔する本種に今回の環境保全措置は何の意味もない。</p> <p>「事後調査」については具体的な手法を示し、コウモリ類の専門家による意見を取り入れること。20～30kHzの「コウモリ目の一種」についての影響予測を行うこと。</p> <p>以上のことから、改めて知識と経験が豊富なコウモリ類の専門家へのヒアリングを行い、経済産業大臣および和歌山県知事の意見等に従い、適切な調査時期と調査手法、解析によってコウモリ類の影響評価についての指導を受け、さらに環境保全に対して真摯な業者に委託することを強く意見する。</p>	<p>事後調査については、ご指摘のこともあり、再検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>① 調査期間について</p> <p>コウモリ類の調査を夏季と秋季にだけ実施しているが、なぜ春季の調査を行っていないのか。日本産のコウモリ類には、冬眠明けに近い時期、つまり春季に生息している場所と出産哺育を行っている場所が異なっている種が何種も知られている。また、冬眠期間の前後、それから出産哺育する季節以外、つまり移動期あるいは分散期と呼ばれる時期に出現するコウモリを調査していない。もとより調査時期、調査回数とも不十分であるが、特に春季の調査を欠いている以上、対象事業実施区域を利用しているコウモリ相を正確に把握できていないとは到底言えない。環境予測を行うには全く不適切な調査期間の設定であることから、コウモリ類の調査をやり直すべきだ。また、夏季調査を7月27日～29日に実施しているとあるが、この時期は「重要な哺乳類」に選定されているキクガシラコウモリであればまさに授乳期間中である。この時期の捕獲は厳に慎むべきであるにも関わらず、調査と称して建設着工前ですら既に重大なリスクを負わせるようなことは許されてはならない。コウモリ研究を専門とする研究者に必ずヒアリングを行い、その指導の下で調査と影響予測を行うべきだ。</p>	<p>春季については、昼間の踏査により、炭窯跡等でキクガシラコウモリやニホンテングコウモリを確認しています。</p> <p>また、夜間にバットディテクターによる調査も実施しております。</p> <p>夏季の調査についてですが、調査期間の記載が不明瞭でした。</p> <p>コウモリ調査は8月10～11日に実施しております。評価書において、わかりやすい記載をいたします。</p>
11	<p>② 調査方法について</p> <p>探知性能のまったく違うバットディテクターを混在させて使用して調査した入感頻度など影響予測の資料にはなりえない。入感頻度による調査ならば、使用したバットディテクターの機種名、それぞれの機種を用いた正確な調査範囲、調査日および調査時間、天候、入感頻度を必ず明示すべきだ。種が判明しないから、重要種としての影響予測をしないで済ませようというのは、事業者側に都合がいい逃げ口上である。音声を録音し、ソナグラム化してリスクの高いコウモリ類グループへ与える影響を予測するべきだ。</p>	<p>準備書に記載している、BUND社SSF BAT2、ウルトラサウンド社 MINI-3、ピーターソン社 D-100を用い、調査日により調査範囲は変更して実施しています。</p> <p>調査時間、天候、入感頻度等に関して記録しておりますが、詳細について準備書への記載はしていません。また、音声の録音はしていません。</p>
12	<p>③ 確認種について</p> <p>50kHz前後で反応の得られたコウモリ類をヒナコウモリ科の一種、20～30kHz付近で反応の得られたコウモリ類をコウモリ目の一種としているが、本州に生息するコウモリ類でこの周波数に該当するものは相当に多く、かつ「重要な哺乳類」に選定されるものも多い。「重要な哺乳類」に該当する可能性があるのならば、可能性のあるコウモリ類全種について影響予測すべきだ。種を確定できないから影響予測しないというのは事業者側に都合がいい逃げ口上であり、種を確定するのに必要な努力を怠っている現れである。この準備書では、「重要な哺乳類（コウモリ類）」が含まれている可能性を自ら指摘しておきながら、その影響予測を怠っている。特に20～30kHzで反応のあったコウモリ類には、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、クビワコウモリ、オヒキコウモリなどが含まれるが、いずれも樹冠よりも高い開けた空間を飛ぶことの多いコウモリ類として知られる。まさに風力発電ブレードに衝突する可能性の高い場所を飛ぶコウモリ類であり、それらの種の確認と飛翔頻度を調査していないというのは意図的にこれらのコウモリ類が存在することを影響予測せずに済ませたいとしか思えない。コウモリ類の調査をやり直すべきだ。</p>	<p>20～30kHzで反応のあるコウモリ類や50kHz前後で反応のあるコウモリ類も複数種が推測されます。</p> <p>評価書においては、推定される種について、予測評価を追記いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>④ 影響予測について</p> <p>風力発電設置箇所での確認はないことから影響は少ないとしているが、ではその風力発電設置箇所では、どのくらいの頻度で何時間の調査を実施した上で確認がないと判断したのか明示しなければ根拠にならない。短時間しか調査を実施していないのではないかと確認がないとするなら客観的に判断できる資料を示せ。</p> <p>同様に、近隣の既設の風力発電でコウモリ類の衝突が確認されていないことから、本事業でも影響はないと暴論としか言いようのない予測をしているが、ではその既設の風力発電ではどのくらいの頻度で、どの時期に、どのような方法で何時間調査をした結果、衝突が起っていないと判断したのか、その資料を示せ。</p> <p>また、ユビナガコウモリについては、樹冠の上を高高度で飛ぶコウモリ類であることから影響は小さいと予測しているが、これこそユビナガコウモリの生態を理解せずに予測を行っていることの証拠である。樹冠の上を飛ぶタイプのコウモリ類だからこそ、風力発電のブレードに衝突する可能性が高いのであり、確認例数が少ないのはその高さを飛ぶコウモリ類を調査できていない可能性があることに気が付くべきである。</p> <p>このように本準備書での影響予測は、科学的根拠のない妄想の羅列と言葉の言い回しの遊びに過ぎず、到底科学的な影響予測と言えるものではない。このような準備書がまかり通るのであるならば、環境影響評価制度における生物の調査自体が無意味なものであり、環境影響評価制度そのものを危うくしている。事業者は大いに反省すべきであり、コウモリ研究を専門とする研究者にヒアリングを行った上で、その指導の下で調査と影響予測をやり直すべきである。</p>	<p>方法書に記載している調査を実施しております。</p> <p>隣接する既設風車では、月に一度の点検時に敷地内を確認しています。</p> <p>ユビナガコウモリの予測評価につきましては、評価書において再評価いたします。</p> <p>事後調査として、バードストライク及びバットストライクの有無の調査を実施予定です。</p> <p>調査の頻度に関しては、今後の検討課題といたします。</p>

2. その他について

No.	意見の概要	事業者の見解
14	伐採、出材事に障害物にならない様をお願いします。	工事関係車両の走行が、伐採、出材事の障害にならないよう工事中は警備員等を配置し交通整理等、監視・調整に努めます。

○日刊新聞紙における公告

平成 28 年 5 月 10 日 (火) 読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)中紀ウインドファーム事業 環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧に供しますので、説明会開催、意見書の提出方法と併せてお知らせいたします。

一、事業者の名称 エコ・パワー株式会社

代表取締役社長 荻原宏彦
事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目六番一号

二、対象事業の名称 (仮称)中紀ウインドファーム事業

種類 風力発電所設置事業
規模 風力発電機出力 最大五万四千六百キロワット

三、対象事業実施区域

風力発電機の台数 最大二十六基
和歌山県有田郡有田川町(旧金屋地域)、
和歌山県有田郡広川町、
和歌山県日高郡日高川町(旧中津村地域)に接する白馬山脈稜線

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域

日高川町、広川町、有田川町、湯浅町
和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課、日高川町役場 企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、広川町役場 総務政策課、有田川町役場吉備庁舎 環境衛生課、湯浅町役場 まちづくり企画課(以上については土・日・祝日を除く午前九時から午後五時まで)

電子縦覧 <http://www.eco-power.co.jp/assess/chuki2.html>

期間 平成二十八年五月十日(火)から平成二十八年六月九日(木)まで

六、意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧場所、説明会会場に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、平成二十八年六月二十三日(木)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

広川町役場 三階大会議室(広川町広一五〇〇)
平成二十八年五月二十一日(土)午後五時～七時
日高川交流センター(日高川町高津尾七八一三)

八、問い合わせ先

エコ・パワー株式会社 事業開発2部
(担当)小暮、橋川 〒一四一〇〇三二 東京都品川区大崎一丁目六番一号 T O C 大崎ビルディング
電話 〇三(五四八七)八五六三

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ひろかわ 5月号 (p 22)

- エコパワー株式会社より**
- 環境影響評価準備書を左記により縦覧に供するとともに、住民説明会を開催しますのでお知らせいたします。
- 対象事業の名称 (仮称)中紀ウインドファーム事業 (風力発電所設置事業)
 - 規模
 - ・発電設備出力(最大5万4千6百キロワット)
 - 風力発電機の台数
 - ・最大26基
 - 対象事業実施区域
 - ・広川町、有田川町(旧金屋町地域)、日高川町(旧中津村地域)に接する白馬山脈稜線
 - 縦覧の場所・時間
 - ・広川町役場 総務政策課(左記は、土・日・祝日を除く午前9時

広報日高川町 5月号 (p 6)

**(仮称)中紀ウインドファーム事業
環境影響評価準備書の縦覧について**

環境影響評価準備書を下記により縦覧に供するとともに、住民説明会を開催しますのでお知らせいたします。

- 対象事業の名称 (仮称)中紀ウインドファーム事業(風力発電所設置事業)
 - 規模 発電設備出力 最大5万4千6百キロワット
 - 風力発電機の台数 最大26基
- 対象事業実施区域 日高川町(旧中津村地域)、有田川町(旧金屋町地域)、広川町に接する白馬山脈稜線
- 縦覧の場所・時間 企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課(土・日・祝日を除く午前九時から午後五時まで) ウェブページでもご覧いただけます。(5月10日から) <http://www.eco-power.co.jp/assess/chuki2.html>
- 期間 5月10日(火)から6月9日(木)まで
- 住民説明会の開催を予定する場所・時間 日高川交流センター 5月22日(日)午前10時~12時

■お問合せ ☎03-5487-8560
エコ・パワー株式会社 事業開発2部(担当)小暮、橋川
東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング一号楼

広報有田川町月号 (p 23)

- 中紀ウインドファーム事業
環境衛生評価準備書の縦覧**
- 対象事業名 / (仮称) 中紀ウインドファーム事業(風力発電所設置事業)
 - 対象事業実施区域 / 有田川町(金屋地区)・広川町・日高町
 - 場所 / 吉備庁舎環境衛生課
 - 日時 / 5月10日(火) ~ 6月9日(木)
 - 住民説明会を開催します
 - ・日時 / 5月21日(土)、22日(日) 17時~19時
 - 場所 / 広川町役場3階大会議室
- 問 エコ・パワー株式会社事業開発部
☎03・5487・8560

○インターネットによる「お知らせ」

(広川町のウェブサイト)

The screenshot shows the Hirogawa Town website with a green header and navigation menu. The main content area features a notice titled "(仮称)中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について". The notice text states that Eco Power Co., Ltd. is planning a wind power project and has completed the environmental impact assessment preparation work. It includes contact information for Eco Power Co., Ltd. and a box for inquiries about the page. A sidebar on the right lists various town policies and services.

ホームページ > 総務政策課 > (仮称)中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について

🌀 (仮称)中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について

エコ・パワー株式会社が計画している風力発電事業について環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書手続きが実施されております。詳しくは下記専用ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

👉 (仮称)中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧・説明会について

本件に関するお問い合わせ先

エコ・パワー株式会社 事業開発2部
電話 03-5487-8560

このページに関するお問合せ先
 広川町 総務政策課 地域強靱化対策班 TEL 0737-23-7731

最終更新日:2016年5月10日

🏠 戻る

総務政策課

企画・広報

- 👉 現地体験会 in 広川町
- 👉 広報ひろがわ
- 👉 広川町公式Facebookページ
- 👉 広川町公式Youtubeチャンネル

計画・公表等

- 👉 広川町版地方創生総合戦略（稲むらの火のまち総合戦略）
- 👉 広川町長期総合整備計画
- 👉 広川町国土強靱化地域計画
- 👉 歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したことの告示及び公表
- 👉 半島地域の租税特別措置について
- 👉 特定個人情報保護評価書の公表
- 👉 県から市町村への権限移譲について
- 👉 地方行政サービス改革に関する取組状況等の公表について

→その他の情報は情報公開ページへ

住宅向け補助制度等

(日高川町のウェブサイト)



和歌山県
日高川町

[交通アクセス](#)
[各課へのお問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)
[English](#)

サイト内検索

文字の大きさ 標準 大 特大

背景色の変更 白 黒

トップ

町からのお知らせ

町民の方へ

町のご案内

お問い合わせ

リンク

町からのお知らせ

- > [中津支所庁舎建て替えに伴う窓口移転のお知らせ](#)
- > [\(仮称\) 中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について](#)
- > [水道料金改定のお知らせ](#)
- > [日高川町オリジナル名刺 発売中](#)
- > [臨時福祉給付金](#)
- > [地域おこし協力隊を1名募集しています。](#)
- > [平成28・29年度 入札参加資格審査申請の受付について](#)
- > [情報チャンネル\(CATVにて放送中\)](#)

トップ > 町からのお知らせ > (仮称) 中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について

(仮称) 中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について

エコ・パワー株式会社が計画している風力発電事業について環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書手続きが実施されております。詳しくは下記専用ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

(仮称) 中紀ウィンドファーム事業
環境影響評価準備書の公表及び縦覧・説明会について

<http://www.eco-power.co.jp/assess/chuki2.html>

(本件に関するお問い合わせ先)
エコ・パワー株式会社 事業開発2部
電話 03-5487-8560

お問い合わせ先	エコ・パワー(株)	TEL:03-5487-8560
	企画政策課 定住促進室	TEL:0738-23-9511

ライフイベントから探す







(有田川町のウェブサイト)



和歌山県
有田川町

文字サイズ 小 中 大 サイト内検索 Google™ カスタム検索



有田川がつなぐ、人と自然、山とまち、交流が未来をつむぐ

総合案内
暮らし
子育て
健康・福祉
観光
ビジネス
町政
各課から探す

現在の位置: [有田川町トップページ](#) > [暮らし](#) > [生活・環境・ペット](#) > (仮称) 中紀ウインドファーム事業 環境影響評価方法書の縦覧について

— (仮称) 中紀ウインドファーム事業 環境影響評価方法書の縦覧について

|(仮称)中紀ウインドファーム事業 環境影響評価方法書の縦覧について

エコ・パワー株式会社が計画している風力発電事業について環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書手続きが実施されております。詳しくは下記専用ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

(仮称) 中紀ウインドファーム事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧・説明会について
<http://www.eco-power.co.jp/assess/chuki2.html>

(本件に関するお問い合わせ先)
 エコ・パワー株式会社 事業開発部
 電話 03-5487-8560

暮らし

- ▶ [いざと言う時に](#)
- ▶ [ゴミ・資源物の回収](#)
- ▶ [暮らしと手続き](#)
- ▶ [生活・環境・ペット](#)
- ▶ [上下水道・浄化槽](#)
- ▶ [税金](#)
- ▶ [保険・年金](#)
- ▶ [教育・文化・スポーツ](#)

施設案内

有田川町議会

図書館
有田川 Library

有田川町水道課

有田川町

(湯浅町のウェブサイト)

TEL.0737-63-2525

FAX.0737-63-3791

- ◆[個人情報保護方針](#)
- ◆[サイトポリシー](#)
- ◆[サイトマップ](#)

◇ (仮称)中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について

エコ・パワー株式会社が計画している風力発電事業について環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書手続きが実施されております。詳しくは下記サイトをご覧ください。

●(仮称)中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧・説明会について

◇ 湯浅町障害者優先調達推進法について

湯浅町の障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（以下「法」という）に基づき平成27年度の実績を下記のとおり公表します。

また、平成28年度湯浅町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針に基づき障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努めてまいります。

●[平成27年度湯浅町実績](#)

●[平成28年度湯浅町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針](#)

◇ 湯浅町制施行120周年記念ロゴマークが決定しました【まちづくり企画課】

町制施行120周年記念事業の一環として、湯浅町でロゴマークを公募し、町民の皆さんや湯浅町を応援して下さる全国の方々を交えた地域活性化の取組みとして行いました。募集選考結果について下記のとおりとなりましたので発表します。

○ 応募期間 平成28年2月1日（月）～平成28年3月25日（金）

○ 応募総数 47件（うち県外33件、県内14件）

○ 採用された方の氏名等

最優秀賞 齋藤(さいとう) 哲哉(てつや) さん（北海道札幌市在住）

優秀賞 森田(もりた) 克二(かつじ) さん（千葉県千葉市在住）

宮川(みやかわ) ヒロミ さん（長野県軽井沢町在住） ※順不同

http://www.town.yuasa.wakayama.jp/

モバイルサイトにアクセス！

069228

湯浅町の世帯数と人口

世帯数 5547世帯

人口 12,644人

男 5,954人

女 6,690人

2016年5月1日現在

(エコ・パワー (株) 環境影響評価ウェブサイト)

(1)

【トップページ】

Eco Power Co., Ltd.

最新情報
NEWS & TOPICS

企業情報
COMPANY

全国の発電所
GUIDE

フォトギャラリー
GALLERY

風力発電とは?
ABOUT

お問い合わせ

ENGLISH

コスモエネルギーグループ

最新情報 NEWS & TOPICS [一覧](#)

- ▶ 2016/5/6 [熊本地震における義援金協力について](#)
- ▶ 2016/4/25 [酒田渡宮海及び大浜風力発電所 起工式実施](#)
- ▶ 2016/4/15 [秋田新屋風力発電所 竣工式実施](#)
- ▶ 2016/2/20 [いわたエコパーク開園式・植樹祭開催](#)
- ▶ 2015/11/19 [磐田市立竜洋西小学校5年生 磐田ウィンドファーム環境学習会開催](#)
- ▶ 2015/11/20 [2016年度版 風車写真カレンダープレゼントキャンペーン](#)
- ▶ 2015/10/30 [2016年カレンダー写真公募結果について](#)

お知らせ ANNOUNCE

- ▶ [【リクルート】キャリア採用について](#)
- ▶ [環境影響評価法に基づく手続きについて](#)

【お知らせ 環境影響評価法に基づく手続きについて】

Eco Power Co., Ltd. 日本初の風力発電専門企業 | エコ・パワー株式会社 [お問い合わせ | English](#)

ホーム HOME | **最新情報 NEWS & TOPICS** | 企業情報 COMPANY | 全国の発電所 GUIDE | フォトギャラリー GALLERY | 風力発電とは? ABOUT

最新情報 NEWS & TOPICS

環境影響評価法に基づく手続きを実施中のプロジェクトは以下の通りです。

【意見募集中】

(仮称) 中紀ウィンドファーム事業

[\(仮称\) 中紀ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧・説明会について](#)

【環境影響評価準備書の公表について】

2016年5月10日
エコ・パワー株式会社

(仮称)中紀ウインドファーム事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧・説明会について

「(仮称)中紀ウインドファーム事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法第十六条の規定に基づき公表します。

※準備書は、2016年5月10日(火)～2016年6月9日(木)の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

※準備書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

<準備書>

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 方法書についての意見及び事業者の見解](#)

[第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)

[第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#)

[第8章 環境影響評価の結果](#)

[第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[巻末資料](#)

[要約書](#)

[環境影響評価準備書に対する意見書の提出について・意見書様式](#)

<準備書の縦覧>

縦覧場所:和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課、
日高川町役場 企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、
広川町役場 総務政策課、有田川町役場吉備庁舎 環境衛生課、
湯浅町役場 まちづくり企画課

縦覧期間:2016年5月10日(火)から2016年6月9日(木)
*土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

<準備書に係る説明会>

5月21日(土)17:00~19:00 広川町役場 三階大会議室(広川町広1500)
5月22日(日)10:00~12:00 日高川交流センター(日高川町高津尾7-8-3)

<お問い合わせ先>

エコ・パワー株式会社 事業開発2部 小暮、橋川 電話:03-5487-8560

